

## 判決に係る調査・分析について

令和 4 年 4 月 27 日

令和 4 年 6 月 10 日別紙改定

原子力損害賠償紛争審査会事務局

### 1. 調査・分析の必要性

東京電力株式会社福島原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会において、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及び同中間指針の各追補（以下「中間指針等」という。）の見直しも含めた対応の要否について検討を行うに当たり、各判決等を詳細に調査・分析する必要がある。

そのため、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第 4 条に基づき、専門委員を任命し、上記の調査・分析を行うこととする。

### 2. 調査・分析事項

各判決について、(別紙)の観点から調査・分析を行う。なお、専門委員による調査・分析の過程で、必要に応じて調査・分析事項を追加等する場合がある。

### 3. 調査・分析を行う専門委員の選任の考え方等

- 裁判官経験者、弁護士を含む法律の学識経験者から数名を選任。
  - 中間指針等の策定経緯に知見のある者からも選任。
- ※このほか、調査・分析に当たっては、必要に応じて審査会委員も参画。

### 4. 今後のスケジュール

- 速やかに専門委員の選任及び発令手続きを開始。
- 調査・分析結果が一定程度得られた都度、審査会に報告。(必要に応じ、専門委員が審査会において説明を行う場合もある。)

(別紙) 判決の調査・分析に当たっての観点

- 各判決において、中間指針等の内容についての評価がどうなっているか。
- 中間指針等には示されていない類型化が可能な損害項目や賠償額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か。
  - ✓ 各判決における損害項目や賠償額の算定方法等について、中間指針との差異が生じた要因は何か（必要に応じ事実認定の内容も確認する。）。
  - ✓ 各判決間で共通項として抽出できる要素において、中間指針等には示されていない類型化が可能なものがあるか（必要に応じ、ADR の事例（和解・打切り）についても、ADR センターからの情報提供を受けて検討する。）。
- 係属中の後続の訴訟における損害の認定から影響を受けるような要素があるか。また、既に確定した判決との関係で留意すべき点があるか。 等

参考

判決に係る調査・分析を担当する専門委員一覧

青野 洋士	公証人
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
日下部 真治	弁護士
末石 倫大	弁護士
米村 滋人	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(五十音順)